

令和7年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

令和7年6月1日

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業
- (2) 事業所管局：緑区役所区政策課
- (3) 事業概要：老朽化による建替えの検討時期を迎えている津久井総合事務所を始め、周辺の公共施設を含め、集約・複合化による再整備を行う。

2 評価の時期（予定）

- (1) 大規模事業評価委員会：令和7年6月10日（概要説明）
- (2) 自己評価調書作成：令和7年6月
- (3) 局内評価会議：令和7年6月
- (4) 市民意見聴取：令和7年7月1日～7月31日
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：令和7年8月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：令和7年9月
- (7) 対応方針の決定：令和7年10月
- (8) 対応方針の公表：令和7年10月

3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	・ 公共が担う必要性はあるか ・ 市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	・ 整備手法は妥当か ・ 事業規模は妥当か ・ 整備場所は妥当か
(3) 事業の優先性	・ 事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	・ 課題解決のための最も有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	・ 費用及びその内訳は適切か
(6) 環境・景観への配慮	・ 周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ・ 事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減/回避するための工夫がされているか

※ 大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。

- (2) 大規模事業評価自己評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4) 大規模事業評価実施要綱第8条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。
- (5) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価自己評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること

市長公室 経営監理課

042(769)9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

緑区役所 区政策課

042(775)8802

g-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp